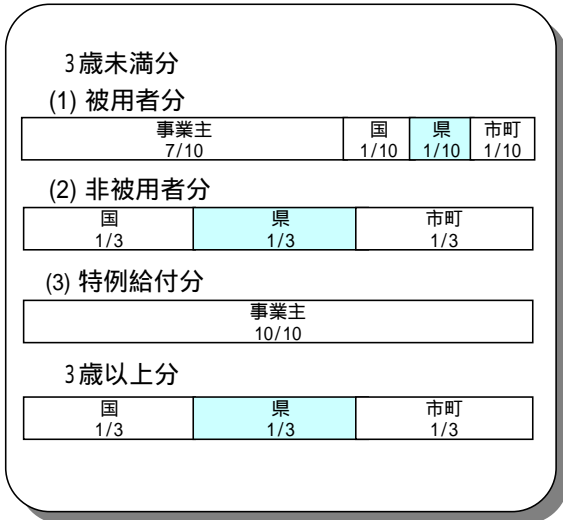


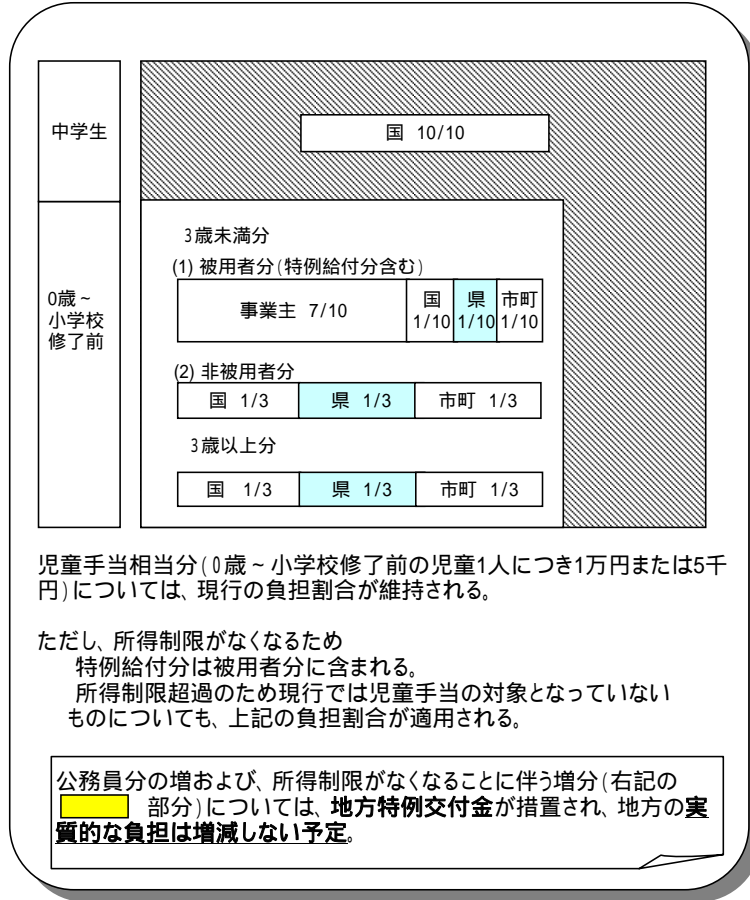
変	更	前	変	更	後
【国の政策変更内容】 現行制度 小学校修了前（12歳年度末まで）の児童を養育する者に対し、児童数に応じた手当を支給する。 3歳未満の児童1人につき 一律 …月10,000円 3歳から小学校修了前の児童1人につき 第1子、第2子 …月5,000円 第3子以降 …月10,000円 所得制限あり 支払月は6月、10月、2月 [2~5月分 6月 6~9月分 10月 10月~1月分 2月]			子ども手当の創設 次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。 平成22年4月より、0歳から中学校修了前までの児童を対象に支給する。 児童1人につき 一律 …月13,000円 所得制限なし 支払月は6月、10月、2月 [4、5月分 6月 6~9月分 10月 10月~1月分 2月] 通年ベースでは2~5月		

費用負担

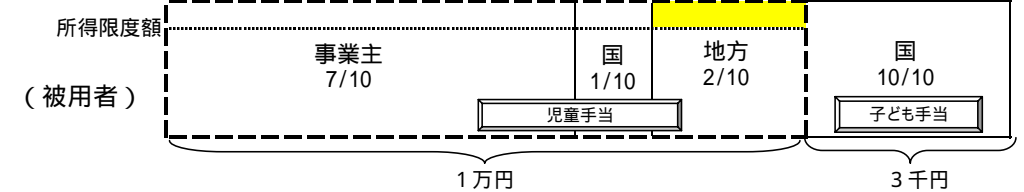


被用者 主にサラリーマン
 非被用者分 主に自営業者
 特例給付分 3歳未満の児童を養育する者で、所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等の特例として、特例給付の限度額未満の場合に児童手当と同額の給付が支給される。

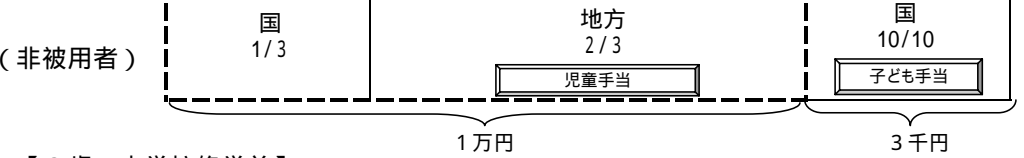
費用負担



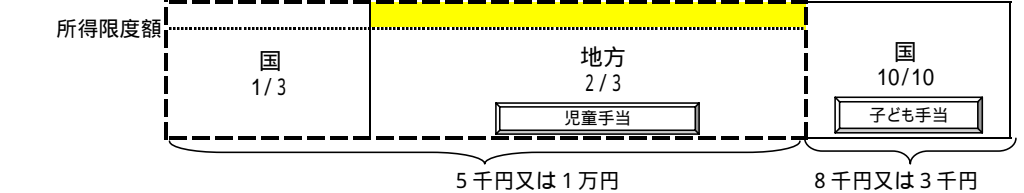
【0~3歳未満】



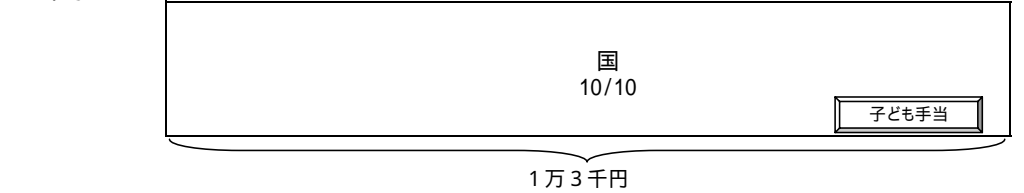
【0~3歳未満】



【3歳~小学校修学前】



【中学生】



【県予算への反映内容】

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	明
児童手当支給費	3,078,864 (3,072,905) ⊖ 3,078,864	児童手当負担金	3,078,864
子ども手当支給費			
	3,078,864		

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	明
児童手当支給費	515,865 (3,072,905) ⊖ 515,865	児童手当負担金	515,865
子ども手当支給費	2,892,474 (-) ⊖ 2,892,474	子ども手当負担金	2,892,474
	3,408,339		

変 更 前	変 更 後
-------------	-------------

【国の政策変更内容】

現行制度

障害福祉サービス等の利用者負担は原則1割であるが、所得に応じて上限を設定

(例) ホームヘルプサービスを利用する場合	負担額の上限(月額)
生活保護受給世帯	0円
低所得1(市町村民税世帯非課税世帯で本人の収入が80万円未満)	1,500円
低所得2(市町村民税世帯非課税世帯)	3,000円
一般世帯	9,300円

一般世帯については、収入が概ね600万円以下の世帯の場合

障害福祉サービス等の負担軽減措置の拡大

障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担軽減措置の追加実施を行う

平成22年4月より、低所得1、2世帯の利用者負担について、無料とされる予定

今回の措置による影響

障害福祉サービスの利用、補装具の支給	約5,300人	
障害児施設の利用	約280人	の利用者負担が軽減される見込

従前からの利用者負担が無料であった生活保護世帯を含めると、全体の約70%が無料となる。

新たに必要となる予算額

- ▶ 障害者自立支援給付費(負担割合:国1/2、県1/4、市町1/4) 県市町(補助)
- 総額 1,943,342千円 県負担: 48,585千円
- 【内訳】 障害者福祉サービス利用 総額 1,812,220千円(県負担 45,305千円)
- 補装具の支給 総額 1,312,1千円(県負担 3,280千円)
- ▶ 障害児施設給付費(負担割合:国1/2、県1/2) 県(直執行)
- 総額 68,856千円 県負担: 34,428千円

【県予算への反映内容】

単位:千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	明
障害者自立支援費	5,035,278 (4,142,135)	障害者自立支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。	
	国 493,885 (449,723)	1 障害者自立支援給付費 3,525,200 障害福祉サービスの介護給付費、訓練等給付費等を負担する。	
	⊖ 4,541,393 (3,692,412)	2 以下 省略	
児童福祉施設給付費	1,450,253 (1,510,864)	障害児施設給付費	1,099,227
	国 723,445 (753,830)		
	分 731 (651)		
	⊖ 726,077 (756,353)		

単位:千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	明
障害者自立支援費	5,083,863 (4,142,135)	障害者自立支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。	
	国 493,885 (449,723)	1 障害者自立支援給付費 3,573,785 障害福祉サービスの介護給付費、訓練等給付費等を負担する。	
	⊖ 4,589,978 (3,692,412)	2 以下 省略	
児童福祉施設給付費	1,519,109 (1,510,864)	障害児施設給付費	1,168,083
	国 757,873 (753,830)		
	分 731 (651)		
	⊖ 760,505 (756,353)		

変 更 前	変 更 後																														
<p>【国の政策変更内容】 現行制度</p> <p>支給対象者（県支給は町分） 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童（18に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）の母または母にかわってその児童を養育している方（養育者）、あるいは父が身体などに重度の障害のある児童の母外国人も対象となる。</p> <p>手当額</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>平成18年4月～現在</td> </tr> <tr> <td>全部支給</td> <td>月額</td> <td>41,720円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>月額</td> <td>41,710円～9,850円</td> </tr> </table> <p>児童が2人の場合は上記金額に5,000円を加算、3人目以降は3,000円ずつ加算</p> <p>所得制限あり</p> <p>費用負担 国1/3 県2/3</p> <p>支払月は4月、8月、12月 〔12～3月分 4月 4～7月分 8月 8月～11月分 12月〕</p> <p>本県の受給資格者数 母子家庭分 受給資格者数：10,081人（うち町分814人） ・受給者数：8,654人（うち町分714人） ・全部支給停止者数：1,427人（うち町分100人）</p>	区分		平成18年4月～現在	全部支給	月額	41,720円	一部支給	月額	41,710円～9,850円	<p>児童扶養手当の父子家庭への拡大 児童扶養手当は、現在、母子家庭のみを対象としているが、平成22年8月より、父子家庭へ拡大する。</p> <p>支給対象者（県支給は町分） 父子家庭を追加</p> <p>以下、手当額等の支給条件は同じ 父子手当の場合は、基本的に左記「父」を「母」に読み替える。</p> <p>本県の受給資格者数 父子家庭分 受給資格者数：1,000人（うち町分109人） ・受給者数：859人（うち町分80人） ・全部支給停止者数：141人（うち町分29人） 母子家庭の割合で推計した数値</p>																					
区分		平成18年4月～現在																													
全部支給	月額	41,720円																													
一部支給	月額	41,710円～9,850円																													
<p>【県予算への反映内容】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>当初予算見積額 (前年度予算額)</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当支給費</td> <td>241,208 (364,440)</td> <td>児童扶養手当支給費 236,397</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>78,799 (121,480)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⊖</td> <td>162,409 (242,960)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	児童扶養手当支給費	241,208 (364,440)	児童扶養手当支給費 236,397	国	78,799 (121,480)		⊖	162,409 (242,960)		<p>単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>当初予算見積額 (前年度予算額)</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当支給費</td> <td>250,831 (364,440)</td> <td>児童扶養手当支給費 246,020</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>82,006 (121,480)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⊖</td> <td>168,825 (242,960)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	児童扶養手当支給費	250,831 (364,440)	児童扶養手当支給費 246,020	国	82,006 (121,480)		⊖	168,825 (242,960)							
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明																													
児童扶養手当支給費	241,208 (364,440)	児童扶養手当支給費 236,397																													
国	78,799 (121,480)																														
⊖	162,409 (242,960)																														
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明																													
児童扶養手当支給費	250,831 (364,440)	児童扶養手当支給費 246,020																													
国	82,006 (121,480)																														
⊖	168,825 (242,960)																														
<p>【国の政策変更内容】 母子加算の推移</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平16</td> <td>平17</td> <td>平18</td> <td>平19</td> <td>平20</td> <td>平21</td> </tr> <tr> <td>15歳以下の子を養育する世帯</td> <td>20,020</td> <td>20,020</td> <td>20,020</td> <td>13,550</td> <td>6,670</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>16歳～18歳の子を養育する世帯</td> <td>20,020</td> <td>13,550</td> <td>6,670</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>子一人あたりの月額。なお、2人目は1,610円、3人目以降1人につき800円をを加算（20,020円の場合） 平成21年12月より平16の額に復活</p>		平16	平17	平18	平19	平20	平21	15歳以下の子を養育する世帯	20,020	20,020	20,020	13,550	6,670	0	16歳～18歳の子を養育する世帯	20,020	13,550	6,670	0	0	0	<p>生活保護費 母子加算の復活 平成21年12月から復活</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平21年12月～</td> <td>費用負担 国3/4 県1/4</td> </tr> <tr> <td>15歳以下の子を養育する世帯</td> <td>20,020</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16歳～18歳の子を養育する世帯</td> <td>20,020</td> <td>加算世帯数：32世帯 県は町分のみ支給</td> </tr> </table>		平21年12月～	費用負担 国3/4 県1/4	15歳以下の子を養育する世帯	20,020		16歳～18歳の子を養育する世帯	20,020	加算世帯数：32世帯 県は町分のみ支給
	平16	平17	平18	平19	平20	平21																									
15歳以下の子を養育する世帯	20,020	20,020	20,020	13,550	6,670	0																									
16歳～18歳の子を養育する世帯	20,020	13,550	6,670	0	0	0																									
	平21年12月～	費用負担 国3/4 県1/4																													
15歳以下の子を養育する世帯	20,020																														
16歳～18歳の子を養育する世帯	20,020	加算世帯数：32世帯 県は町分のみ支給																													
<p>【県予算への反映内容】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>当初予算見積額 (前年度予算額)</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費</td> <td>752,391 (1,254,963)</td> <td>生活保護費 752,391</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>412,168 (715,988)</td> <td>〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 549,558〕</td> </tr> <tr> <td>⊖</td> <td>340,223 (538,975)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	生活保護費	752,391 (1,254,963)	生活保護費 752,391	国	412,168 (715,988)	〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 549,558〕	⊖	340,223 (538,975)		<p>単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>当初予算見積額 (前年度予算額)</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費</td> <td>760,378 (1,254,963)</td> <td>生活保護費 760,378</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>418,158 (715,988)</td> <td>〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 557,545〕</td> </tr> <tr> <td>⊖</td> <td>342,220 (538,975)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明	生活保護費	760,378 (1,254,963)	生活保護費 760,378	国	418,158 (715,988)	〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 557,545〕	⊖	342,220 (538,975)							
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明																													
生活保護費	752,391 (1,254,963)	生活保護費 752,391																													
国	412,168 (715,988)	〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 549,558〕																													
⊖	340,223 (538,975)																														
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明																													
生活保護費	760,378 (1,254,963)	生活保護費 760,378																													
国	418,158 (715,988)	〔生活保護費負担金 202,833 扶助費 557,545〕																													
⊖	342,220 (538,975)																														

変 更 前			変 更 後		
【国の政策変更内容】					
現行制度					
放課後児童クラブ運営費（ソフト事業）					
従来の方針					
平成19年から平成21年の経過措置後、平成22年度以降、71人以上の大規模クラブおよび250日未満開所クラブへの運営費の国庫補助を廃止することとされていた。					
【H21年度まで】			【H22年度から】		
放課後児童数	開設日数		放課後児童数	開設日数	
	200日～249日	250日以上		200日～249日	250日以上
71人～	1,651,000円	3,222,000円	71人～	廃止	円
36～70人	1,651,000円	2,426,000円	36～70人	廃止	2,426,000円
20～35人	1,651,000円	1,630,000円	20～35人		1,630,000円
10～19人	-円	995,000円	10～19人		995,000円
地域子育て支援拠点事業費（ソフト事業）					
現行制度 ……国 県 市町への補助（県負担あり）					
児童育成事業（年金特別会計）					
負担割合					
国1/3、県1/3、市町1/3					
要求額 278,120千円（国139,060千円、県139,060千円）					
地域子育て支援拠点事業とは					
地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点に対する運営費補助					
・ひろば型 ……常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施					
・センター型 ……地域の子育て支援情報の収集・提供全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施					

変 更 前			変 更 後		
総合的な放課後児童対策の着実な推進					
望ましい人数規模で運営を行っているクラブに対する補助を増額するとともに、児童数71人以上の大規模クラブに対する補助を減額し、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進する。					
放課後児童クラブ運営費（ソフト事業）					
平成22年度以降の方針					
・望ましい人数規模（40人程度）の補助基準の増額、児童数71人以上の大規模クラブに対する補助を引き続き継続					
・250日未満のクラブについても継続して補助する。					
【H22年度以降】					
放課後児童数	開設日数		放課後児童数	開設日数	
	200日～249日	250日以上		200日～249日	250日以上
71人～	1,651,000円	2,566,000円	71人～	1,651,000円	2,566,000円
56～70人	1,651,000円	2,719,000円	56～70人	1,651,000円	2,719,000円
46～55人	1,651,000円	2,873,000円	46～55人	1,651,000円	2,873,000円
36～45人	1,651,000円	3,026,000円	36～45人	1,651,000円	3,026,000円
20～35人	1,651,000円	1,885,000円	20～35人	1,651,000円	1,885,000円
10～19人	-円	1,041,000円	10～19人	-円	1,041,000円
地域子育て支援拠点事業費（ソフト事業）					
これまで事業主拠出金財源による児童育成事業（年金特別会計）として実施していたが、同事業については保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることを踏まえ、平成22年度は、一般会計において実施する。 国 市町への直接補助（県負担なし）					
次世代育成支援対策交付金（国一般会計）					
負担割合					
国1/2 市町1/2					
要求額 - 千円					
県負担追加費用 50,985千円(県負担25,492千円) (国1/3、県1/3、市町1/3)					

【県予算への反映内容】			
単位：千円			
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説	明
児童健全育成事業費	848,298 (733,626)	放課後児童クラブを実施する市町に対し、運営費補助を行う。 また、地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育て親子に対する相談・支援を実施するための経費に対し、助成する。	
	国 384,082 (322,789)		1 児童健全育成事業費 768,073 (1)放課後児童健全育成事業費補助 468,727
	⊖ 464,216 (410,837)		(2)地域子育て支援拠点事業費補助 278,120

単位：千円			
事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説	明
児童健全育成事業費	621,163 (733,626)	放課後児童クラブを実施する市町に対し、運営費補助を行う。	
	国 270,515 (322,789)		1 児童健全育成事業費 540,938 (1)放課後児童健全育成事業費補助 519,712
	⊖ 350,648 (410,837)		

変 更 前	変 更 後
-------------	-------------

【国の政策変更内容】
延長保育促進事業
 現行制度 ……国 市町への直接補助（県負担なし）

【平成21年度まで】
 次世代育成支援対策交付金（国一般会計）
 負担割合
 国 1 / 2 市町 1 / 2
 要求額 - 千円

延長保育促進事業とは
 残業や通勤距離の遠距離化など勤労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を行う事業に対する補助

一時預かり事業
 現行制度 ……国 県 市町への補助（県負担あり）

児童育成事業（年金特別会計）
 負担割合
 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3
 要求額 27,648千円（国13,824千円、県13,824千円）

一時預かり事業とは
 保護者の疾病や通院などにより、家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減のための一時預かり事業に対する補助

延長保育促進事業
 これまで、一般会計において実施していた延長保育事業について、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業などと同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施する。 国 県 市町へ補助（県負担あり）

【平成22年度以降】
 児童育成事業（年金特別会計）
 負担割合
 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3
 要求額 358,000千円（国179,000千円、県179,000千円）

一時預かり事業
 これまで事業主拠出金財源による児童育成事業（年金特別会計）として実施していたが、同事業については保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることを踏まえ、平成22年度は、一般会計において実施する。 国 市町への直接補助（県負担なし）

次世代育成支援対策交付金（国一般会計）
 負担割合
 国 1 / 2 市町 1 / 2
 要求額 - 千円

【県予算への反映内容】 単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
利用しやすい保育所づくり推進事業費	279,846 (289,246)	在宅保育士の就労促進を図るとともに、低年齢児保育や家庭支援推進保育等に必要な保育士の設置、家庭的保育事業や一時預かり事業、病児・病後児保育事業の実施について助成し、よりきめ細かな保育サービスの充実・普及を進める。
国	40,451 (43,473)	1 省略
線	2,250 (150,000)	2 保育対策等促進事業費補助 (1)低年齢児保育保育士等特別配置事業 145,500 (2)家庭的保育事業 4,625
⊖	237,145 (95,773)	(3)一時預かり事業 27,648
		3 省略

単位：千円

事業名	当初予算見積額 (前年度予算額)	説明
利用しやすい保育所づくり推進事業費	610,198 (289,246)	在宅保育士の就労促進を図るとともに、低年齢児保育や家庭支援推進保育等に必要な保育士の設置、延長保育促進事業や家庭的保育事業病児・病後児保育事業の実施について助成し、よりきめ細かな保育サービスの充実・普及を進める。
国	205,627 (43,473)	1 省略
線	2,250 (150,000)	2 保育対策等促進事業費補助 556,755 (1)延長保育促進事業 358,000 (2)低年齢児保育保育士等特別配置事業 145,500
⊖	402,321 (95,773)	(3)家庭的保育事業 4,625
		3 省略